プレス・リリース

2010年6月18日 バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会がバーゼル II における マーケット・リスクの枠組みの修正を発表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、「バーゼルIIにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」(以下、「マーケット・リスク改訂」)を一部修正することに合意した。マーケット・リスクの枠組みに対するこれらの改訂は 2009 年 7 月に公表され、以下の分野を対象としている。

- 1. トレーディング勘定において内部モデルを用いる銀行は、重大な金融ストレス期の連続する 12 ヶ月間のヒストリカル・データに基づき、ストレスのかかった Value-at-Risk (ストレス VaR) を算出しなければならない。
- 2. トレーディング勘定において、個別リスクに内部モデルを用いる銀行は、クレジット関連商品に対して、より長期の流動性ホライズンにおけるデフォルト・リスク及び格付遷移リスクを捕捉する追加的リスクに係る自己資本賦課(IRC: Incremental Risk Charge) を算出しなければならない。
- 3. トレーディング勘定で保有される証券化商品は、銀行勘定における証券化商品と同様に、バーゼルIIの証券化商品に係る自己資本賦課の対象となる。
- 4. いわゆるコリレーション・トレーディングは、証券化商品に係る完全な取扱いの適用を免除され、修正された標準的方式による資本賦課又は包括的リスク計測モデルに基づく資本賦課の対象とすることが可能。

本日公表された修正は、上記の3及び4に関連する。

- バーゼル委は、コリレーション・トレーディングには含まれない証券化商品への自己資本賦課について、ネットのロング・ポジションとショート・ポジションの所要自己資本額の合計に基づき算出することを再確認した。

しかし、マーケット・リスク改訂の実施後2年間の移行期間の間、ネットのロング・ポジションとショート・ポジションの所要自己資本額の大きい方を資本賦課額とすることができる。移行措置の間、経済的に関連のないポジション間で不適切なヘッジの認識を行わないことを確保する必要がある。

- バーゼル委は、2009 年 7 月のマーケット・リスク改訂の第 9 段落において、 コリレーション・トレーディングに係る証券化商品へのフロアの水準を検 討することを表明していたが、そのフロアを標準的方式で算出した所要自 己資本額の 8%に設定することで合意した。

更に、バーゼル委は、2009 年 7 月のトレーディング勘定に係る合意の全ての項目について、統一的な実施日を「2011 年 12 月 31 日まで」とすることにも合意した。本トレーディング勘定に係る合意は「バーゼル II におけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」及び「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」から構成される。この統一された規制の実施時期は、監督当局に対し、より安定的な規制の実施及びマーケット・リスク・モデルの変化に対する検討を可能とするための追加的な柔軟性を与えるであろう。規制の一貫性の確保を促進するため、バーゼル委はまた、「バーゼルII の枠組みの強化」(2009 年 7 月公表)のうち、第 1 の柱に係る実施をトレーディング勘定と同時に実施するための柔軟性を認めることに合意した。

これらの改訂の結果、国際的に活動する大銀行のマーケット・リスクに係る所要 自己資本額は、平均3~4倍増加すると推計される。

それぞれの文書に対する変更点は、本プレス・リリースに付属する文書に記載されている。